

地魚・地酒プロモーションによる姫路の食ブランド向上事業
「おいしい姫路の旅～姫路まるごとレストラン～」実施業務委託要求水準書

第1章 総則

1 趣旨

姫路が誇る食資源である、姫路近海の播磨灘で獲れた前どれの魚（以下「地魚」という。）や、市内で醸造される地酒やクラフトビール（以下「地酒」という。）に着目し、これらを積極的に提供する市内の飲食店を通じて、食の情報発信や食体験を提供するキャンペーンを実施する。姫路のおいしい地魚・地酒の認知度やブランド力の向上を図るとともに、姫路での宿泊や地元食材の消費を促進し、域内循環や観光消費額の拡大を目指す。

2 目的

(1) 地魚・地酒の飲食機会の拡大

観光やビジネス目的で姫路を訪れる来訪者が、姫路の地魚・地酒を味わいやすい機会を提供することにより、姫路市内で飲食・宿泊する魅力を感じていただく。

(2) キャンペーン利用客のインフルエンサー化

SNS等で姫路の地魚・地酒を発信してもらえるように工夫し、姫路の地魚・地酒のブランド力を向上させ、新たな飲食・宿泊需要を誘引する。

(3) 宿泊施設と飲食店との持続的な関係強化

キャンペーン終了後も宿泊施設が地魚・地酒を提供する飲食店やメニューに関する情報を活用することで、宿泊客の市内飲食を促進する。

3 業務名称

地魚・地酒プロモーションによる姫路の食ブランド向上事業「おいしい姫路の旅～姫路まるごとレストラン～」実施業務（以下「本業務」という。）

4 本業務の委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）

5 業務委託者

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）

6 事業概要

(1) メインターゲット

姫路市内の宿泊客（観光客及びビジネス客）

(2) 実施概要

本事業では、市内に点在する飲食店（地酒・地魚を提供する店舗）を一つのレストランと考え、宿泊客等に食事チケットを販売し、市内の飲食店を利用してもらうことで、姫路の食を広くPRするもの。

(3) チケット利用期間

令和7年11月1日（土）から令和8年2月28日（土）を想定

(4) チケット販売場所

姫路市内の宿泊施設

7 業務内容

(1) 店舗募集・管理

① チケット販売施設の選定・募集・管理

ア 姫路市内の宿泊者がターゲットとなるため、購入利便性の高い宿泊施設を選定・募集すること。令和6年度の実施事業「姫路市内にお泊りいただくための地酒・地魚プロモーション「おいしい姫路の旅」の実施業務」（以下「令和6年度事業」という。）においてクーポン配布に協力いただいた宿泊施設のリストは、参加資格確認通知とともにビューローより提供する。

イ 募集に際しては、事業概要がわかる資料を作成すること。

ウ 募集先、申込状況は隨時ビューローに報告すること。

エ 目標数については、委託事業者決定後にビューローとの協議により決定する。

② 参加飲食店の選定・募集・管理

ア 募集条件は、姫路市内で営業を行い、地魚・地酒のいずれかを提供しており、かつ特別メニューの設定・提供が可能な店舗とする。

イ 募集に際しては事業概要がわかる資料を作成すること。

ウ 募集にあたっては、事前に募集先リストを作成のうえ実施すること。令和6年度事業において参加いただいた飲食店のリストは、参加資格確認通知とともにビューローより提供する。

エ 申込状況は隨時ビューローに報告すること。

オ 目標店舗数は、委託事業者決定後にビューローとの協議により決定する。

カ 各参加飲食店から、店舗や特別メニューの紹介に必要な情報や写真等を収集すること。

(2) チケット販売スキームの構築・運用

① チケットの形式・システム

ア デジタルチケットを基本とする。

イ チケットの購入、利用において、アプリのダウンロードが不要など、操作が容易でエラーリスクが低いシステムや仕組みが望ましい。

ウ 飲食店による空購入などの不正なチケットの購入、利用、換金が行われないための対策や条件設定を行うこと。

エ 利用者の居住地など、各種プロフィール情報が取得可能なシステムや仕組みが望ましい。

オ 個人客への販売が基本だが、団体ツアーを催行する旅行会社やMICEでの来訪者等への販売も可能とする。

② チケットの内容・利用条件

ア 参加飲食店ではチケットを利用することで、チケット販売代金よりも、1,000円分お得なメニュー（サービス）の提供が受けられる企画及び金額を提案すること。

③ 換金・精算スキームの構築と運用

ア チケットの販売から参加飲食店での利用の流れや、チケット代金の回収、参加飲食店等への支払いのスキームを構築し提案すること。

イ 参加飲食店には、チケット1枚の利用につき、販売代金に加え1,000円のインセンティブを加算した額を後日支払うこと。

ウ 宿泊施設に対しては、チケット販売代金の20%を紹介手数料として支払うこと。

エ 宿泊施設、参加飲食店に向けたマニュアルを作成し、事業内容や必要な業務等を周知し、円滑な業務遂行を図ること。

オ 精算までの一連のスキームは、添付資料「おいしい姫路の旅 2025 事業スキーム案」を基本とすること。ただし、本業務を効率的に実施できるスキームを新たに提案することも可能とする。

④ チケット販売の目標設定と販促の企画・実施

ア チケットの全期間及び月次の販売計画を作成すること。

イ 販売計画に対する販促施策を企画・実施すること。

ウ チケットの最低販売枚数は5,000枚とし、最終的な目標枚数は、委託事業者決定後にビューローとの協議により決定する。

(3) 販促・プロモーション

① 参加者の増加に向けたキャンペーンの周知

ア 以下の内容を含めたプロモーションを企画・実施すること。

- ・ キャンペーンを周知し、チケット購入を喚起させるもの
- ・ 姫路の地魚・地酒の魅力を伝え、市内での飲食や宿泊を喚起させるもの

イ 本業務に関するLPを作成し、キャンペーンの魅力が伝わるような仕様を構築すること。

② 宿泊施設・参加飲食店に対する事業告知の協力依頼

ア 宿泊施設及び参加飲食店に対し、事業告知の協力依頼を行うこと。また、各施設・店舗が容易に事業告知を行えるための工夫を行うこと。

イ 参加飲食店においては、参加者が店頭で参加飲食店であることが容易にわかり、気軽に入店しやすくなるための仕掛けを検討・実施すること。

③ 参加者に対するSNS等による口コミ促進

参加者が当事業や姫路の地魚・地酒や飲食店の魅力等をSNS等で発信するための仕掛けを検討・実施すること。

(4) 分析・報告

① チケット販売、プロモーション効果、消費喚起効果等の実績収集・報告

ア 以下のデータ等をチケット販売システムやアンケートを活用し、可能な限り取得すること

- ・チケット販売枚数（総数／販売施設別）
- ・チケット利用枚数（総数／参加飲食店別）
- ・参加者のプロフィール（居住地、年齢・性別、旅行目的・旅行形態等）

- ・消費喚起額（チケットを含めた参加飲食店での決済額など）
- ・当事業に対する評価（販売施設、参加飲食店、参加者）
- ・プロモーションに関するデータ（事業告知効果／利用者の SNS）

イ 今後の関係事業に活かすため、参加者からアンケートを取得すること。

② 実績の分析と事業全体の評価

上記①のデータに基づき、事業の評価と実施効果を検証し報告書をまとめること。

(5) 実施体制の構築

① 事業運営体制の構築

宿泊施設や参加飲食店の募集をはじめ、運営に必要な人員、体制を確保し業務に支障・遅延をきたさないようにすること。

② 問合せ窓口の設置

宿泊施設、参加飲食店、参加者等の対応窓口を設置すること。

第2章 一般事項

1 適用範囲

この要求水準書は、「地魚・地酒プロモーションによる姫路の食ブランド向上事業「おいしい姫路の旅～姫路まるごとレストラン～」実施業務」に適用する。

本業務の受託者は、この要求水準書に定めのない事項のうち、本業務の遂行に当たり必要と思われるものについては、ビューローへ提案し、ビューローと受託者が協議の上、これを決定し、行うものとする。

2 業務項目

業務に係る項目はこの要求水準書及び契約約款によるものとする。

3 業務管理

- (1) 受託者は、本業務に着手したときは、遅滞なく、委託業務着手届をビューローに提出するものとする。
- (2) 受託者は、契約期間内に業務を完了するよう全項目の業務計画を立て、それを工程表として、前号の委託業務着手届の提出に合わせてビューローに提出し、ビューローの承諾を得るものとする。
- (3) 受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、必要な専門的知識と十分な経験を有する従事者を配置するものとする。
- (4) 受託者は、本業務の全般にわたる技術的管理を行わせるため、前号の従事者のうちから業務担当責任者を選任し、その氏名を委託業務着手届の提出によりビューローに通知するものとする。
- (5) 受託者は、ビューローと必要に応じ、適宜ビューロー事務所若しくはオンラインにおいて進捗状況を報告し、打合せを行うものとする。

(6) 受託者は、関係する官公署との協議を必要とし、又は関係する官公署から協議を求められた場合は誠意をもってこれに当たり、また、その内容を遅滞なくビューローに報告するものとする。

4 資料の貸与

本業務に必要となる資料の収集又は調査等は原則として受託者が行うこととするが、ビューローが現在所有しているものについては、ビューローから受託者に貸与するものとする。

この場合において、受託者は、貸与を受けた資料に関するリストを作成の上、ビューローに提出するものとし、業務完了後、貸与された資料の全てを速やかにビューローへ返還するものとする。

5 別途業務

本業務の途中において、本業務に関連した、本業務以外の調査等の必要が生じた場合は、ビューローと受託者が協議の上、別途実施するものとする。

6 その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報、秘密は他に漏らしてはならないことはもちろんのこと、本業務の目的以外に使用してはならない。
- (2) 本件契約に関する契約保証金については、公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー経理規則（令和6年5月1日施行）第48条を適用する。
- (3) 受託者は、関係法規、規則等諸法令を遵守すること。